

令和 8 年度・9 年度定期受付（測量・建設コンサルタント等業務）

申請の概要・提出要領

公益財団法人 岐阜県建設研究センター

令和 7 年 9 月

目 次

定期受付について	1
申請方法・注意点・申請区分	3
提出書類一覧	12
提出書類の詳細	13
問い合わせ先	18

【定期受付について】

（受付期間）

令和 7 年 1 1 月 4 日 ～ 令和 7 年 1 2 月 2 6 日

（最終日は午後 3 時まで）

◇申請混雑回避のため決算月により申請期間を以下のとおりとします。

・決算月が 1 0 月～3 月 → 1 1 月 4 日～2 8 日

・決算月が 4 月～9 月 → 1 2 月 1 日～2 6 日

対象の期間内に**電子申請、および必要書類の必着（持参不可）**をお願いします。

（令和 7 年 1 0 月末以前に、新規申請・再申請・業種追加申請を行った場合）

すべての自治体の承認通知を確認してから、申請を行ってください。

（定期受付の基準日）

令和 6 年 1 0 月 1 日

基準日以降の決算内容に基づき申請してください。

（定期受付の申請区分）

更新申請・新規申請・再申請（変更申請、取下申請は随時申請可能）

※重要※

令和 8 年 1 月から 3 月は、自治体審査期間となるため更新申請、新規申請、再申請、業種追加は、申請できません。

また、**定期受付期間中は、業種追加は申請できません。**業種追加を行う場合は、令和 7 年 1 0 月末までに申請を行ってください。

なお、令和 8 年 4 月以降に業種追加を申請される場合は、自治体により名簿登載月が異なりますのでご確認ください。

■新規申請・更新申請・再申請・業種追加申請

新規申請	新規に入札参加資格に申請する場合
更新申請	入札参加資格の更新を申請する場合
再申請	名簿登載期限切れ（抹消）等により、再度、申請する場合
業種追加申請	名簿に登載されている業種以外を追加申請する場合

■変更申請

変更申請	名簿に登載されている本店情報、窓口情報に変更があった場合
------	------------------------------

■取下申請

業種取下	業種単位の資格の取り下げを行う場合
業務取下	「建設工事業務」や「森林整備業務」の資格を有している場合で、「測量 建設コンサルタント等」の資格の取り下げを行う場合
自治体取下	自治体単位の資格について取り下げを行う場合
全部取下	廃業等に伴い全ての自治体に対して資格の取り下げを行う場合

（名簿登載期間）

令和8年4月1日～令和10年3月31日

※重要※

（令和7年10月末以前に、新規申請・再申請・業種追加申請を行った場合）

名簿登載期間は、令和8年3月31日までです。

令和8年4月1日以降も名簿登載を希望される場合は、定期受付期間に「更新申請」を行ってください。行わない場合は、名簿登載期間の満了に伴い名簿から抹消されます。

ただし、更新申請は、すべての自治体から、承認通知を受け取ってから行ってください。

（注意事項）

定期受付期間に限り必要書類は、**紙様式で郵送等での提出のみ（持参不可）**になります。また、**電子申請の「ファイルアップロード」に添付された場合は申請の取り下げ**になります。電子申請とすべての必要書類がセンターに到着後、順次受付となります。必要書類が、不足している場合は、受付ができませんのでご注意ください。

【申請について】

（申請の方法）

- ① インターネットを活用したシステムにより申請をしてください。
岐阜県入札参加資格審査システム URL : <http://www.kyoushin.crcr.or.jp>
- ② 様式ダウンロードより「添付書類送付票」を作成し、申請に必要な書類を準備してください。
- ③ 岐阜県入札参加資格審査システムにて、ログインしてください。
※利用者 ID・パスワードが必要です。

(初めて利用される場合)
「利用者新規登録」へ登録が必要です。

(利用者 ID がわからない場合)
公益財団法人岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査システムヘルプデスク
TEL : 0584-81-1370 までご連絡ください。

(パスワードがわからない場合)
「利用者 ID」を入力後、右下の「パスワードを忘れた場合」から再設定を行ってください。
- ④ 申請担当者の情報に変更がある場合は、データの入力の前に画面左側「申請担当者情報変更」を行ってください。
- ⑤ トップページ画面「測量・建設コンサルタント等」より、「申請区分の選択」を行い、データのを入力をしてください。
- ⑥ **「ファイルアップロード」画面にファイルは添付しないでください。**
- ⑦ 内容を確認のうえ、データを送信してください。あわせて「添付書類送付票」と申請に**必要な提出書類を郵送等（持参不可）**してください。
※新規申請・再申請・変更申請には、「使用印鑑届・委任状」の提出が必要です。
- ⑧ 電子申請とすべての必要書類がセンターに到着後、順次受付となります。「受付メール」を確認してください。

また、申請に不備がある場合もメールでの連絡になります。ご注意ください。

- ⑨ センターの審査完了後、各申請自治体での審査が行われます。
- ⑩ 申請・審査状況は、システム「ログイン」後「申請検索」より確認できます。

(注意事項)

■受付印の廃止について

提出書類についての受付印は廃止しております。受付印の受領のためのはがき、用紙等を同封されましても返信いたしませんので、ご了承ください。

■システムからの通知メールについて

システムから配信される電子メールの不着に係る責任は負いかねますのでご了承ください。

通知先は「申請担当者 E-mail」となりますので確認をお願いします。

また、申請に不備がある場合もメールでの連絡になります。ご注意ください。

■複数の自治体に申請する場合

自治体毎に異なる窓口営業所で申請することはできますが、一つの自治体に対して複数の窓口営業所による申請はできません。

■虚偽の記載・重要な事実の未記載

虚偽の記載、または重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の承認が受けられません。また、承認後に発覚した場合は、入札参加資格が取り消されることがあります。

■窓口営業所の申請業種

窓口営業所で申請する業種は、測量法や各種登録規定等により、契約を締結する支店、もしくは、営業所として許可・登録を受けていることが必要です。

(申請内容について)

(様式 3)

■登録等を受けている事業

表示されている内容を確認してください。必要な場合は、修正を行ってください。

「登録番号」については、**数字のみ**入力してください。

登録事業名	詳細
測量業者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみ入力すること）
計量証明事業者	計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 107 条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合
司法書士	司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 8 条による登録を受けている場合
岐阜県建築設備設計事務所登録	岐阜県に申請する者にあつては、知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認める岐阜県建築設備設計事務所登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合

（様式４）

■実績高と業務別技術者数内訳

① 申請している業種（部門）のみ表示されます。

「実績高」は、法律または規程による登録を受け、かつ、申請を希望している業種（部門）のみ、現況報告書等に基づき入力してください。

（現況報告書等に、申請を希望しない業種（部門）が含まれる場合）

- ・ 建設コンサルタントおよび補償コンサルタント
→「登録部門以外（その他）」へ入力してください。
- ・ それ以外の業種（測量、地質調査、建築設計及び建築設備設計）
→「兼業売上（上記以外）」へ合計して入力してください。

②「基準日決算」は、定期受付基準日以降の「決算年月日」に確定した実績高を入力、「前１年度分の決算」は、上記決算の前の１年間の実績高を入力してください。

ただし、**決算年月日が、２０２５年（令和７年）２月２８日の場合は、期間の修正が必要です。**

③「技術者（X・Y・Z）」は、各業種（部門）に従事する技術者のうち、次ページの区分に該当する技術者数を入力してください。

（注意）

- ・ 入力する技術者数は、自治体から業務を受注した際に、実際に手配できる範囲までとします。
- ・ 技術者数は申請日時点における人数です。
- ・ 一人の技術者が、複数の業種（部門）において、「法令による免許等」を有する場合、業種（部門）間で技術者が重複していても差し支えありません。

◆「技術者数」の内訳

登録事業名	X	Y	Z
測量	・測量士	・測量士補	
地質調査	・技術士	・地質調査技士 ・地質調査業者登録規程第3条第1号に規定する技術管理者	・その他の常勤技術者
建設 コンサルタント	・技術士 ・都市計画及び地方計画部門のみ、建設コンサルタント登録規程第3条第1号イに規定する一級建築士	・RCCM ・農業土木部門のみ、農業土木技術管理士	・建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに規定する認定技術管理者 ・土木工学又は同等の工学に関する科目を修得し、大卒で20年以上、短大卒で25年以上、高卒で30年以上の実務経験を有する者 ・農業土木部門のみ農業工学又は同等の工学に関する科目を修得し、大卒で20年以上、短大卒で25年以上、高卒で30年以上の実務経験を有する者
補償 コンサルタント		・補償業務管理士	・その他の常勤技術者
建築設計	・1級建築士	・2級建築士	・その他の常勤技術者
建築 設備設計	・1級建築士（建築設備に関する実務経験を有する者） ・建築設備士	・2級建築士（建築設備に関する実務経験を有する者） ・空気調和・衛生工学会設備士	・その他の常勤技術者

(様式5)

■経営規模等技術者調書

貸借対照表・自己資本額・損益計算書の欄は、基準日決算（決算年月日）に基づき、金額（単位：千円）入力してください。

金額（単位：千円）が欠損金の場合は、－（マイナス）をつけて入力してください。

① 貸借対照表

項目	法人	組合	公益法人	個人・青色申告	個人・白色申告
流動資産	貸借対照表の流動資産				0
固定資産	貸借対照表の固定資産				0
流動負債	貸借対照表の流動負債				0
総資本額	貸借対照表の負債、純資産の合計				0

② 自己資本額

■法人の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本 （うち外国資本）	資本金 + 新株式申込証拠金		自動計算入力 外資系企業の場合 （ ）内に外国資本の額を内数で記載
準備金・積立金	資本剰余金 + 利益準備金 + 積立金 + 自己株式申込証拠金 － 自己株式 （+ 評価・換算差額等 + 新株予約権）	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金		繰越利益剰余金	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力 （貸借対照表の「純資産合計」と一致）

■組合の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	組合員資本		自動計算入力
準備金・積立金	評価・換算差額等	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金		当期末処分剰余金	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力 (貸借対照表の「純資産合計」と一致)

■公益法人の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	基本財産 (基本財産のない場合は「正味財産」)		自動計算入力
準備金・積立金	一般正味財産期首残高 － 基本財産 (指定正味財産増減の部が計上されている場合) 一般正味財産期首残高 ＋ 指定正味財産期首残高 － 基本財産	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金		当期一般正味財産増減額 (指定正味財産増減の部が計上されている場合) 当期一般正味財産増減額 ＋ 当期指定正味財産増減額	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力 (「正味財産期末残高」と一致)

■個人 青色申告の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	事業主借 ＋ 元入金 ＋ 青色申告特別控除前の取得金額 － 事業主貸		自動計算入力
準備金・積立金	入力なし	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金		入力なし	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力

■個人 白色申告の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	0		自動計算入力
準備金・積立金	入力なし	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金		入力なし	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力

③損益計算書

項目	法人	組合	公益法人	個人・青色申告	個人・白色申告
経常利益	経常利益		当期一般正味財産増減額 又は 当期一般正味財産増減額 ＋ 当期指定正味財産増減額	青色特別控 除前の取得 金額	専従者控除 前の取得金 額
税引前当期利益	税引前当期純利益				
当期利益	当期純利益				
繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	当期末処分剰余金			

④経営比率

システムにおいて自動計算により入力されますので、入力の必要はありません。

⑤外資状況

外資系企業であり、外国国籍の会社の場合は、外国国籍会社の欄に国名と比率を入力してください。

外資系企業であり、日本国籍会社の場合は、日本国籍会社の欄に国名と比率を入力してください。

⑥営業年数等

営業年数は創業の欄に入力した年月日から、基準日年月日までの年数が自動で入力されます。

⑦常勤職員の数

申請日時点の常時勤務している人数を入力してください。

「常勤職員の数」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日時点の常時雇用している従業員の内、測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職

員」欄には、それ以外の職員の数を入力してください。

法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態によりいずれかの欄に含めて入力してください。

役職員等欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で入力してください。

⑧有資格者数

申請日時点の資格保有者数を入力してください。

⑨技術士

申請日時点の各部門の技術士数を入力してください。

■ファイルアップロード

今回の令和8．9年度の**定期受付期間**に限り必要書類は**紙様式で郵送等での提出のみ（持参不可）**になります。

電子申請の「**ファイルアップロード**」に添付された場合は、**申請の取り下げ**になりますのでご了承ください。

【提出書類一覧】

（提出書類について）

更新申請・新規申請・再申請

◆「必要書類・納税証明書・その他書類」は、郵送等で提出してください。（持参不可）

○：必要 △：業種に変更があった場合 ×：不要

・コピー可（【原本】のぞく）

申請区分		更新申請	新規申請	再申請
書 類				
必要書類	添付書類送付票	○	○	○
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	○	○	○
	【個人】身分（身元）証明書	○	○	○
	【測量】測量業者登録証明書	○	○	○
	【測量】55条の8（2年分）	○	○	○
	【地質】現況報告書（2年分）	○	○	○
	【建設コンサルタント】現況報告書（2年分）	○	○	○
	【補償コンサルタント】現況報告書（2年分）	○	○	○
	【建築設計】建築士事務所登録証明書	○	○	○
	【建築設備設計】岐阜県建築設備設計事務所登録通知書	○	○	○
	【建築設計】・【建築設備設計】 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（2年分）	○	○	○
	受任者の身分（身元）証明書（窓口を営業所等に委任している場合）	○	○	○
納税	納税証明書（国税、岐阜県税、市町村税）	○	○	○
その他	【測量】【地質】【建設コンサルタント】【補償コンサルタント】 登録申請書 + 登録通知	△	△	△
	不動産鑑定業者／計量証明事業者／土地家屋調査士／司法書士	○	○	○
	申請代理人（行政書士等）への委任状【原本】	○	○	○
使用印鑑届・委任状【原本】		×	○	○

◆使用印鑑届・委任状

提出が必要な場合は、「新規申請」・「再申請」・「変更申請」です。

更新申請の場合、不要です。

添付書類送付票およびその他必要書類と併せて、郵送等で提出（持参不可）してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

(提出書類の詳細)

必要書類

必要書類は、郵送等で提出してください。

	書類	詳細
必要書類	添付書類送付票 (測量コンサルタント業務等)	岐阜県入札参加資格審査システム >【様式ダウンロード】より作成してください。
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	法務局が発行 (受付日より3ヶ月以内に発行されたもの)
	【個人】身分(身元)証明書	本籍地の市町村長が発行 (受付日より3ヶ月以内に発行されたもの)
	【測量】測量業者登録証明書	管轄の地方整備局が発行 (受付日より3ヶ月以内に発行されたもの)
	【測量】55条の8 (2年分)	(「使用人数」のページ・貸借対照表・損益計算書含む) 測量法第55条の8に基づき提出した書類一式
	【地質】現況報告書 (2年分)	(貸借対照表・損益計算書含む) 地質調査業者登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の 確認印がある 現況報告書 【現況報告書が電子申請の場合下記でも可】 地質調査業者登録規程第7条の規定に基づき電子申請した現況報告書とe-Govの申請案件状況で申請情報及び「審査終了」または「手続終了」のステータスが確認できる画面(①)でも可(詳細は欄外) ※①はe-Govで照会できる期限あり。期限切れの場合、確認印がある現況報告書を提出
	【建設コンサルタント】 現況報告書 (2年分)	(貸借対照表・損益計算書含む) 建設コンサルタント登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の 確認印がある 現況報告書 【現況報告書が電子申請の場合下記でも可】 建設コンサルタント登録規程第7条の規定に基づき電子申請した現況報告書とe-Govの申請案件状況で申請情報及び「審査終了」または「手続終了」のステータスが確認できる画面(①)でも可(詳細は欄外) ※①はe-Govで照会できる期限あり。期限切れの場合、確認印がある現況報告書を提出

【補償コンサルタント】 現況報告書（2年分）	（貸借対照表・損益計算書含む） 補償コンサルタント登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の確認印がある現況報告書 【現況報告書が電子申請の場合下記でも可】 補償コンサルタント登録規程第7条の規定に基づき電子申請した現況報告書と e-Gov の申請案件状況で申請情報及び「審査終了」または「手続終了」のステータスが確認できる画面（①）でも可（詳細は欄外） ※①は e-Gov で照会できる期限あり。期限切れの場合、確認印がある現況報告書を提出
【建築設計】建築士事務所登録証明書	管轄の建築士事務所協会が発行 （受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）
【建築設備設計】	1・2の書類が2枚必要な場合と1枚のみで可場合があります。
1、建築士事務所登録証明書	管轄の建築士事務所協会が発行 （受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）
2、岐阜県建築設備設計事務所登録通知書	岐阜県建築設備設計事務所登録簿に登録されている通知書
【建築設計】・【建築設備設計】（2年分）	（貸借対照表、損益計算書又は事業税等申告書含む）財務諸表等
受任者の身分（身元）証明書 （窓口を営業所等に委任されている場合）	受任者の本籍地市町村で発行 （受付日より3ヶ月以内に発行されたもの） ※ 受任者（支店長等）が、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている場合は、不要です。

※ 証明書類の有効期限は、受付日より**3ヶ月以内**に発行されたものです。

※ e-Gov の申請案件状況の確認方法については下記 URL からご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm/>

※ e-Gov のマイページの使い方は下記 URL からご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/>

※ ①の照会期限等の詳細については下記 URL 「e-Gov 電子申請利用マニュアル」（申請手続きの照会）よりご確認ください。

【URL】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/kanrengyou00001.html

・【測量】業種登録を申請する場合

測量業者登録証明書（受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）と、【測量】55条の8（2年分）の両方の提出が必要です。

・決算年月日を変更した場合

【測量】55条の8、【地質】現況報告書、【建設コンサルタント】現況報告書、【補償コンサルタント】現況報告書、【建築設計】・【建築設備設計】財務諸表は、3年分必要になる場合があります。

・事業・業種を登録申請した場合で、【測量】55条の8、【地質】【建設コンサルタント】【補償コンサルタント】現況報告書がない場合

それぞれの「申請書一式」と財務諸表等が、必要になります。

・（更新申請のみ）【地質】【建設コンサルタント】【補償コンサルタント】確認印のある現況報告書が返還されていない場合、電子申請で審査が完了していない場合

ひとまず確認印のないもの、電子申請をしたものを提出してください。後日、確認印のある現況報告書の提出が必要となります。**電子申請の場合も後日①または確認印のある現況報告書の写しの提出が必要**です。提出のない場合は、審査が終了しません。

なお、電子申請で①の書類を提出した場合、申請を照会できる期間が決まっております。必ず期間内にご準備ください。

・【建築設計】業種登録を申請する場合

建築士事務所登録証明書（受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）と財務諸表等（2年分）の両方の提出が必要です。

・【建築設備設計】業種登録を申請する場合

建築士事務所登録証明書（受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）・岐阜県建築設備設務所登録通知書・財務諸表等（2年分）が必要な場合があります。

納税証明書

納税証明書は、郵送等で提出してください。

	書類	詳細
納 税 証 明 書	(岐阜県へ申請する場合)	
	【 国 税 】	納税している所管の税務署が発行
	【法人】 その3の3又はその3	(税目): 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【個人】 その3の2又はその3	(税目): 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【 岐阜県税 】	管轄の県税事務所が発行 岐阜県内に事業所があり、岐阜県税の納税義務がある方 (税目): 全ての県税
	(市町村へ申請する場合)	
	【 国 税 】	納税している所管の税務署が発行
	【法人】 その3の3	(税目): 法人税について未納の税額はありません。 (税目): 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【個人】 その3の2	(税目): 申告所得税について未納の税額はありません。 (税目): 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【 市町村税 】 完納証明書	事業所がある市町村役場が発行 契約窓口所在地の市町村への納税に滞納がないことを確認する証明書
	(完納証明書が発行されない市町村の場合) 【市町村民税】 納税証明書	事業所がある市町村役場が発行 契約窓口所在地の市町村への納税に滞納がないことを確認する証明書 直近の事業年度の納税証明書
	(完納証明書が発行されない市町村の場合) 【固定資産税】 納税証明書	事業所がある市町村役場が発行 固定資産税に滞納がないことを確認する証明書 最新の納税証明書

※納税証明書の有効期限は、受付日から3ヶ月以内に発行されたものです。

・「納税の義務がない場合」・「非課税の場合」は「添付書類送付票」の**該当なし欄に「✓」**を記入してください。

・事務所等を開設してから「納税時期が未到来」・「課税実績がない」場合は法人設立届等を添付してください。

・納税猶予措置及び免税措置を受けている場合は、納税猶予や免税事業者であることが証明できる納税の猶予許可通知書を添付してください。

その他書類

その他書類は郵送等で提出してください。

	書類	詳細
その他書類	【測量】【地質】【建設コンサルタント】 【補償コンサルタント】 登録申請書（変更届）+登録通知	登録申請書一式と通知 変更届と登録通知 変更申請・業種追加申請時に提出が必要です。
	不動産鑑定業者／計量証明事業者 ／土地家屋調査士／司法書士	各証明書・登録証
	申請代理人（行政書士等）への委任状	代理人（行政書士等）による申請の場合 委任状（様式は任意）を添付してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

使用印鑑届・委任状

提出が必要な場合は、「**新規申請**」・「**再申請**」・「**変更申請**」です。

岐阜県入札参加資格審査システム＞【様式ダウンロード】より作成してください。

本店が窓口となる場合は、使用印鑑届のみとなります。

委任状には記入の必要はありません。

押印する印鑑は、入札及び契約時に使用する印鑑です。

なお、本店は本店で使用する印鑑を、窓口は窓口で使用する印鑑を押印してください。

添付書類送付票およびその他必要書類と併せて、**郵送等で提出（持参不可）**してください。

自治体独自様式

岐阜県入札参加資格審査システム＞【様式ダウンロード】より作成してください。

各自治体へ、郵送等で送付してください。

県・市町村	提出先・提出条件
岐阜県	〒500-8570 岐阜市藪田南 2－1－1 技術検査課 建設業係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
岐阜市	〒500-8701 岐阜市司町 4 0－1 契約課 審査係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
岐阜市上下水	〒500-8701 岐阜市司町 4 0－1 上下水道事業政策課契約係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
大垣市	〒503-8601 大垣市丸の内 2－2 9 契約管財課 契約グループ
提出条件	新規申請、再申請、変更申請 窓口（窓口情報に変更が生じた場合）
美濃加茂市	〒505-8606 美濃加茂市太田町 3 4 3 1－1 財政課契約係
提出条件	新規申請、再申請、登録しているメールアドレスを変更する場合

【問い合わせ先】

(1) 入札参加資格審査（**審査内容、審査結果及び自治体独自の添付書類等**）について

自治体名	担当部署	電話番号	自治体名	担当部署	電話番号
岐阜県	技術検査課 建設業係	058-272-8504	海津市	総務課 契約管財係	0584-53-1111
岐阜市	契約課 審査係	058-214-2951	岐南町	財務課	058-247-1394
岐阜市上下 水道事業部	上下水道事業政策課 契約係	058-259-7510	笠松町	総務課 契約管財担当	058-388-1111
大垣市	契約管財課 契約グループ	0584-47-8341	養老町	総務課 契約係	0584-32-1101
高山市	契約管財課 契約検査係	0577-35-3186	垂井町	総務課 管財係	0584-22-1151 (内線 207)
多治見市	財政課契約・収納指導グループ	0572-22-1111 (内線 1446)	関ヶ原町	総務課 管財係	0584-43-1111
関市	契約検査課 契約係	0575-23-7717	神戸町	総務課	0584-27-0171
中津川市	資産経営課 契約管財係	0573-66-1111	輪之内町	建設課 上下水道係	0584-69-3137
美濃市	総務課 管財契約係	0575-33-1122 (内線 328)	安八町	総務課	0584-64-7100 (内線 211)
瑞浪市	総務課 契約係	0572-68-9720	揖斐川町	財政課 管財係	0585-22-2114
羽島市	管財課 契約係	058-392-1119	大野町	総務課 行政・管財係	0585-34-1111
恵那市	財務課 経理契約係	0573-26-2111 (内線 328)	池田町	総務課 管財契約係	0585-45-3111 (内線 235)
美濃加茂市	財政課 契約係	0574-25-2111 (内線 351)	北方町	総務危機管理課 契約係	058-323-1111
土岐市	総務課 契約係	0572-54-1111 (内線 521)	坂祝町	総務課	0574-66-2401
各務原市	契約経理課 契約第一係	058-383-1463	富加町	総務課 総務係	0574-54-2111
可児市	管財検査課 契約係	0574-62-1111 (内線 3254)	川辺町	総務課	0574-53-2511 (内線 214)
山県市	総務課 管財・生活安全係	0581-22-6820	七宗町	総務課 財政管財係	0574-48-1111
瑞穂市	財務情報課 管財係	058-327-4131	八百津町	総務課 財政係	0574-43-2111 (内線 2217)
飛騨市	管財課 管財係	0577-73-3741	白川町	総務課 財政係	0574-72-1311 (内線 218)
本巣市	総務課 管財契約係	058-323-5193	東白川村	総務課 企画財政係	0574-78-3111 (内線 240)
郡上市	契約管財課	0575-67-1839	御嵩町	総務防災課 財政係	0574-67-2111 (内線 2213)
下呂市	財務課 契約管財係	0576-24-2222 (内線 224)	白川村	総務課 庶務係	05769-6-1311

(2) 電子入札に関するお問い合わせ先

※ **電子入札に使用する IC カード等**に関する問い合わせ等

【岐阜県】

岐阜県電子入札システムヘルプデスク

TEL 0584-83-8125

【(岐阜県内の) 市町村】

岐阜県市町村共同電子入札システムヘルプデスク

TEL 0584-83-8722

(3) 入札参加資格審査申請（**電子申請の操作方法、申請書類等**）について

■ヘルプデスク問い合わせ

ヘルプデスクの問い合わせ時間は、8時30分から17時15分までです。

なお、12時00分から13時00分までは「休憩時間」となります。

受付時間外のメールは、翌営業日以降の対応となります。

電子申請は、24時間入力・送信可能です。

(問い合わせ先・郵送先)

(公財) 岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査システムヘルプデスク

〒503-0807 大垣市今宿 6—52—18 ワークショップ 24 4階

TEL 0584-81-1370

※利用者 ID をご用意の上お問い合わせをお願いします

◆様式ダウンロード>「ヘルプデスク宛名ラベル」がありますので、必要書類の送付時にご活用ください。